

○九十二番（高木ひろし君）

公営企業会計決算特別委員会に付託されましたのは、決算第十三号令和三年度愛知県県立病院事業会計決算外四件の決算であります。

各決算につきましては、十月十七日及び十八日の二日間にわたって慎重に審査を行い、採決の結果、決算第十三号から決算第十七号までの五件の決算については、いずれも全員一致をもって認定すべきものと決し、決算第十四号から決算第十七号までの四件の剰余金処分計算書案は、いずれも全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。